

## 姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (目 的)

第2条 この協議会は、会員相互の有機的連携をもって、介護保険における情報の提供を行い、介護サービスの円滑な運営とサービスの維持・向上並びに医療との連携を図ることにより、受給者への適切な介護サービスの提供・要望に応えることを目的とする。なお、本会は国・県・市町へ会員の意見を集約して提言することがある。また営利を目的とせず、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的とした事業や活動は行わないことや政治・宗教目的の活動に関与しないことを共通認識とする。

### (事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護サービスの円滑な提供のための情報・技術交流
- (2) 介護保険制度運営に関する各種方針の協議
- (3) 介護保険に関する情報伝達経路の一元化による効率的な情報の提供
- (4) 介護保険制度実施に伴う諸問題の認識の共有化
- (5) 介護サービスの水準の向上のための取組みの共有化
- (6) 介護と医療の円滑な連携の為の取組み

### (組 織)

第4条 この協議会は、正会員（以下「会員」という。）と賛助会員をもって会員とする。

2 正会員は、現在サービスの提供を行っている事業所をいう。

3 議決権は正会員のみとする。

4 協議会に次の部会をおく。

- 1) 居宅介護支援事業者部会
- 2) 居宅サービス事業者部会
- 3) 介護保険施設部会
- 4) システム広報部会

### (入 会)

第5条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める書面をもって、この旨を申し込みし、理事会で承認を得るものとする。

### (退 会)

第6条 会員は、協議会を退会するときは、会長が別に定める退会申込書をもって、この旨を申し込まなければならない。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、会長が属する事業所に置く。但し、会長は理事会の承認を得て、他の施設（場所）を指定することができる。

(役員の数)

第8条 当協議会は役員として理事・監事を置く。

- 2 理事の定数は、20人とする。
- 3 監事の定数は、2人とする。
- 4 役員は、総会において選任する。
- 5 理事と監事及び参与は、相互に兼ねることができない。

(会長)

第9条 理事のうち1人を会長として、理事がこれを互選する。

- 2 会長は、会務を総括する。

(副会長)

第10条 理事のうち2人を副会長とし、理事がこれを互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が会長を代理する。

(理事)

第11条 理事は、総会の決議を尊重し、理事会を構成し、協議会のために忠実にその職務を遂行し、運営の執行にあたる。

(監事)

第12条 監事は、理事会の執行を監査し報告を行う。

(参与)

第13条 協議会に参与を置くことができる。

- 2 理事・監事と相互に兼ねることができない。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員解任)

第14条 会員は、総会員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を会長に提出し、役員解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による解任の請求があったときは、会長は、その請求を総会の議に付し、かつ総会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に、前項の書面を送付し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による解任の請求について、総会において、総会員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(部会)

第15条 協議会は、第3条の事業を達成するために、部会をおき、次の運営を行う。

- (1) 学習会・研修会の開催

- (2) 介護情報誌の編集・発行
  - (3) インターネットでの広報及び情報提供
  - (4) その他の協議会で定める事項にかかる活動
- (部会長)

第16条 部会に、部会長をおく。部会長は、理事会の任命とし、部会の運営にあたる。

- 2 部会長は、運営委員を任命することができる。
- 3 運営委員は、部会長に協力して、部会の運営にあたる。

(任期)

第17条 第8条及び第16条に掲げる者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で就任した者は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第18条 理事会は、必要に応じ、会長が召集することができる。

- 2 理事会の議長は会長をもってあてる。
- 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。また、委任状を提出した理事並びに理事代理の者は、出席とみなす。
- 4 理事会の議決は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第19条 会長は、必要かつ急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(総会)

第20条 総会は、毎年6月に理事会の決議により招集しなければならない。また、必要に応じ、理事会の決議により、いつでも招集することができる。

- 2 総会は会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。また、委任状を提出した会員並びに代理の者は、出席とみなす。
- 3 総会の議事は出席者の過半数をもってこれを議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(学習会・研修会)

第21条 第16条に掲げる学習会・研修会を開催する。ただし、第15条に掲げる部会と合同で開催することができる。

(除名)

第22条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の規約又は規則に違反したとき
- (2) 協議会の名称を使い、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経費の支弁)

第24条 この協議会の経費は、事業者の入会金、月例会費、賛助会員の協賛費及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

- 2 入会金は、一会員当たり、5,000円とする。
- 3 月例会費は、一会員当たり月額2,000円とする。
- 4 年度途中の入会については、当該年度の会費として徴収する。
- 2 年度途中の退会については、既納済みの当該年度分の会費及び入会金は返却しないものとする。

(その他)

第25条 その他、この規約に定めのない事項については、協議会の総会において、別に定める。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年7月1日から施行する。

この規約は、平成24年6月9日から施行する。

この規約は、令和元年5月16日から施行する。

この規約は、令和2年6月25日から施行する。

この規約は、令和2年8月15日から施行する。